

大阪市立総合医療センター
駐車場運営管理業務受託者募集要項

令和7年12月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

目 次

	ページ
1 業務概要	1
2 入札契約方式	2
3 入札参加資格要件	2
4 関係会社の参加制限	3
5 落札者決定までの流れ	4
6 入札スケジュール	4
7 質疑書の提出及び回答	5
8 現地の下見について	5
9 入札書の提出	5
10 開札日	6
11 入札参加資格審査	7
12 落札者の決定	7
13 落札者の決定の取消し	8
14 その他	8

大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務に関する仕様書

大阪市総合医療センター駐車場設備等所有区分表

入札書（様式1）

誓約書（様式2）

営業実績報告書（様式3）

委任状（様式4）

参考：誓約書（暴力団等の排除に関する特記仕様書において定めているもの）

大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務委託契約書

大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務受託者募集要項

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）は、大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務受託者（以下「受託者」という。）を選定するための必要な手続きについて、次のとおり定める。

入札に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を確認の上、申し込むこと。

1 業務概要

(1) 業務名称

大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務

(2) 業務内容

「大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務に関する仕様書」のとおり

(3) 契約形態

業務委託契約

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

履行期間満了日の9カ月前までに機構、受託者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和13年3月31日を超えないものとする。

(5) 履行場所

大阪市都島区中野町5丁目15番21号

（大阪市都島センタービル地下1階～地下3階）

(6) 面積

10,007.47 m²

(7) 営業日・時間

24時間365日営業（年中無休）

(8) 駐車台数

267台（うち身体障がい者用専用スペース19台・閉鎖5台）

(9) 駐車料金収入について

受託者が仕様書に基づき駐車場を利用する者から徴収した料金（以下「料金収入」と

いう。) のうち、機構に帰属する収入を「委託者固定収益金（＝受託者が機構に支払う定額の納入金）」とし、料金収入から委託者固定収益金を差し引いた残額を本業務の対価である委託料として受託者が受領する。

(10) 契約保証金

契約保証金として、納入期限までに委託者固定収益金の3カ月相当分を機構が別途発行する請求書により納入するものとする。ただし、委託者固定収益金を1年分前納した場合は、契約保証金を免除する。

(11) その他契約条件

その他契約条件は、「大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務委託契約書」及び「大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務に関する仕様書」に記載のとおりとする。

<参考>

大阪市立総合医療センターの概要

- ・ 病床数 1,063床
- ・ 外来患者数 1,888.0人／日（令和6年度）
- ・ 入院患者数 780.9人／日（令和6年度）
- ・ 休診日 土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで
- ・ 売上(月平均) 約10,066千円／月（令和6年度・税込）

2 入札契約方式

競争的契約候補者決定法による事後審査型一般競争入札

※入札により交渉の候補者を決め、価格交渉等により業者決定を行う。

※入札金額は、1-(9)の委託者固定収益金の金額となる。間違いないように留意すること。

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 平成30年度から令和7年度までの間に、病床数400床以上かつ駐車台数250台以上の病院において、同種駐車場運営管理業務（設備機器等の設置、設備機器等の維持管理、駐車料金徴収業務、年中無休24時間体制で対応可能な自社コールセンター業務（自社グループ内を含む）、精算機と電子カルテシステムの連動による割引処理等）を元請けで3年以上継続して履行した契約実績を有する者であること。

- (2) 大阪市内又は大阪市に隣接する市（大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市）に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること。
- (3) 国税（法人税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）の未納がないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (5) 破産者で復権を得ないものでないこと
- (6) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第2条に基づく停止措置を受けていないこと
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (8) 本募集要項及び大阪市立総合医療センター駐車場運営管理業務に関する仕様書の内容を遵守できること

4 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者（入札書に記名押印する者）が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- ア 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等と同じくする子会社等の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるもの）をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

オ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

カ 一方の会社等の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合など

5 落札者決定までの流れ

① 入札において、入札額が機構の設定する最低金額（予定価格）以上で、かつ、最高金額を提示した事業者を第一交渉権者とする。同時に金額順で次順位以降の交渉権者を確定する。（提示金額が同額の場合は、くじにより決定する。）

② 第一交渉権者が入札参加資格審査資料を提出したうえで、交渉に入る。

③ 入札参加資格要件を有し、かつ、大阪市立総合医療センター駐車場の運営管理が支障なく実施できると機構が認めた場合、第一交渉権者を落札者として決定する。

④ ③で落札者を決定できなかった場合は、第二交渉権者が入札参加資格審査資料を提出したうえで、交渉に入る。

⑤ 以降、落札者が決定するまで②～④の手続きを繰り返す。

※ 交渉は、価格、現行事業者（タイムズ24（株））との円滑な業務引継、令和8年4月1日からの支障のない駐車場の運営管理等について行う。

6 入札スケジュール

・公告及び募集開始	令和7年12月12日（金）
・質疑書提出期限	令和8年1月13日（月）
・質疑書への回答	令和8年1月20日（火）（予定）
・入札書の提出期限	令和8年1月28日（水）

- ・開札日 令和8年1月29日（水）11時
- ・入札参加資格審査 令和8年1月30日（木）～機構の指定する日まで
- ・落札者の決定 令和8年2月2日（月）（予定）

7 質疑書の提出及び回答

(1) 提出方法

電子メールにより受け付ける（様式自由）。

宛先 → nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

件名には「駐車場運営管理業務仕様書等に係る質疑【法人名】」と記載し、送信の際のメールオプション設定（開封済みメッセージを受け取る）等により、各自で到着の確認を行うこと。（機構から受信について連絡は行わない。）

(2) 提出期限

令和8年1月13日（火）17時15分必着

(3) 回答日

令和8年1月20日（火）（予定）

(4) 回答方法

機構ホームページ上に掲載する。ただし、質疑がない場合は掲載しない。

8 現地の下見について

現地の下見を希望する事業者に対して、隨時下見を実施する。現行の事業者が営業中のため、下見を希望する場合は、事前に機構まで連絡すること。
なお、現地の下見は、入札参加のための必須条件ではない。

9 入札書の提出

(1) 提出方法

ア 郵便等（書留郵便等配達の記録が残るものに限る。以下「郵便等」という。）又は持参による入札書の郵送

（提出物）入札書（様式1）

委任状（代理人により入札しようとする場合）（様式4）

（送付先）〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

大阪市都島センタービル5階

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」の通知

発送後、速やかに郵便等の「お問い合わせ番号」等を電子メールで通知すること。

宛先 → nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「駐車場運営管理業務入札書のお問い合わせ番号【法人名】」と記載すること。

(2) 提出期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月28日（水）17時15分まで（必着）

※ 郵便等のお問い合わせ番号等により、配送業者のホームページで上記日時までの配達完了（届け済み）の記録が確認できるものについて、有効なものとして取り扱う。

(3) 記入要領

ア 入札書には、最低金額（予定価格）以上の金額を記入すること。

最低金額（予定価格）：金 60,000,000 円（年額・税込）

※ 入札書の金額は、委託者固定収益金として取り扱う。

委託者固定収益金＝事業者が機構に支払う定額の納入金（再掲）

イ 金額の頭部（左欄）に「¥」又は「金」を記入すること。

ウ 印鑑は登録印（印鑑証明書と同一のもの）を押印すること。

(4) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 最低金額（予定価格）を下回る金額によるもの

イ 提出期限後に到着したもの

ウ 機構が指定した入札書を用いないもの

エ 入札書に記名押印がないもの

オ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) その他

ア いったん提出した入札書は、撤回又は訂正することはできない。

イ 消費税率及び地方消費税率の改定があった場合は、改定幅に応じて委託者固定収益金を変更する。

10 開札日

令和8年1月29日（木）11時

1 1 入札参加資格審査

落札候補者となった事業者は、次の要領で入札参加資格審査資料を提出すること。

(1) 入札参加資格審査資料（提出書類）（各1部）

ア 誓約書（様式2）

イ 営業実績報告書（様式3）

ウ 【国税】納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（令和6年度分）

【市税】納税証明書（令和6年度分）

※ 国税は法人税、市税は法人市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）を対象とする。

※ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について、令和6年1月1日現在、大阪市又は大阪市に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。

エ 履歴事項全部証明書

オ 印鑑証明書

カ 事業概要（会社パンフレット等）

キ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）

（注）ウ、エ及びオは、発行後3ヶ月以内のものに限る。

(2) 提出期間

令和8年1月30日（金）から機構の指定する日まで

※ 受付時間帯は、平日の8時45分から17時15分までとする。ただし、昼休み時間帯（12時15分から13時まで）は除く。

(3) 提出方法

ア 郵便等又は持参により提出すること

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知（郵便等の場合）

電子メール → nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「駐車場運営管理業務入札参加資格審査資料」と記載すること

(4) 提出場所

大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

1 2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札参加資格審査において、入札参加資格要件を有し、かつ、大阪市立総合医療センター駐車場の運営管理が支障なく実施できると機構が認め、交渉が成立した場合、交渉権者を落札者として決定する。

(2) 業者決定通知書の送付

落札した事業者には、業者決定通知書を送付する。

(3) 入札結果の公表

落札者を決定したときは、事業者名及び落札金額を機構ホームページ上で公表する。

1 3 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者の決定を取り消す。

(1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合

(2) 不正な手段により落札者に選定されたと認められる場合

(3) 落札者が入札参加資格を失った場合

(4) その他落札者が契約の相手方として不適当と認められる場合

1 4 その他

(1) 不正な入札が行われる恐れがあるとき又は災害その他やむを得ない理由で適正な入札が確保されない恐れがあるときは、入札を中止又は延期することがある。

(2) 入札参加に関する一切の費用及び契約手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、業者選定の用途以外に使用しない。

(4) 書類の作成において、機構から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。また、提出書類等の作成以外に使用してはならない。なお、本要項による手続きが完了した後も同様とする。

<募集に関する問い合わせ先>

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部財務課（契約管財）

☎ 06-6929-3605 FAX 06-6929-2031